

第二十二回 参議院内閣委員会會議録第二十八号

昭和三十年七月十八日(月曜日)午後一時四十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 新谷寅三郎君
理事 長島 銀藏君
宮田 重文君
木下 源吾君
松原 一彦君

委員 植竹 春彦君
木村篤太郎君
中川 以良君
中山 壽彦君
豊田 雅孝君
野本 品吉君
加瀬 完君
千葉 信君
田畑 金光君
松浦 清一君
小柳 牧衛君
高橋 等君

衆議院議員

國務大臣

通商産業大臣

國務大臣

政府委員

總理府恩給局長

通商産業大臣

通商産業大臣

通商産業大臣

第一部 内閣委員会會議録第二十八号 昭和三十年七月十八日【参議院】

本日の會議に付した案件

○通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○連合審査会開会の件

○恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(山下義信君外三名発議)

○恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案について政府から提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(石橋湛山君) 通商産業省設置法の一部を改正する法律の提案理由について御説明申し上げます。

改正の内容は、第一に、通商局に置かれております次長を一名増員することとあります。通商局は現在十四課に分れ、その事務量が膨大であるため、局長のもとに次長を一名置きまして局長の整理に当らせておるのであります。

が、局長を補佐して次長の処理すべき事務として、輸入関係においては外貨予算の作成、外貨資金の割当、輸出関係においては輸出の承認、バーター契約の許可、中共貿易問題の処理等、特に錯雑した問題が山積しているのみならず、渉外関係におきましても、局長にかわり頻繁に行われる通商交渉に出席する必要があり、さらに事務範囲が広

たり、政府委員としてもきわめて多忙となつておる状況であります。従いまして、この際次長を一名増員して二名とし、事務処理の適切を期することといたしました。

次に、改正点の第二としては、さる四月一日に國際的供給不足物資等の需給調整に關する臨時措置に關する法律が失効いたしましたに伴ひまして、關係条文を整理するとともに、すでに存置の必要のなくなつた物資需給調整審議會及び電気自動車充電技術者資格檢定審議會を廃止することといたしました。

以上が本案の概要でありまして、何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんとをお願いいたす次第であります。

○委員長(新谷寅三郎君) 本案に關し御質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○加瀬完君 これは通商産業省だけの問題ではないのでございまして、設置法の一部改正の内容といたしまして、ただいま提案の御説明のありました本案は、人員の關係では大した問題になる数ではありませんが、全体を見ておりますと、定員法の一部改正といつたやうな形である程度相当な幅の増員というものが行われたり、機構の拡大が計画されたりしておるといふことは、今までもずっと同様の案を檢討してきて一応そういう結論が打ち出せると思ふのであります。石橋さんは単に通商産業大臣ということよりも、有力閣僚の一人でもございまして、

で、國務大臣としてのお立場から政府の態度をこの際伺つておきたいのであります。それは一方におきまして、自治法の一部改正でありまして、あるいは地方財政再建促進特別措置法案ですか、そういったように地方団体に對しましては相当大幅の行政整理、あるいは人員整理の方向で政府は臨んでおるわけでありまして、しかしながら、中央官庁の機構に對しましてはそういう点は非常に薄くて、むしろ行政の便宜というものを第一にいたしまして、あるいは部局を増したり、あるいは定員をふやしたり、そういう形をしておる。また地方に臨みますと、中央に於けるものがあるものに對しましては人員の整理というものはやらな

い、むしろむしろの人員をふやしておる、で、一方地方独自で住民の福祉の上から考へて行かなければならぬやうな部課に對しまして、あるいは行政委員会に對しまして、これには強いひもをつけて、一応の予算のワツクの中から動きのとれないやうな形をさせているといふことは、これは一つの政府の方針としては非常に相反する方向をとつておるといふふうに、第三者的に見れば見られないわけでもないと思ひます。この点閣議などにおいて問題になりましたことはございませうでしょうか。また問題になりまして、たとすれば、こういった二つの相反する政府の指導方針といふものに対する説明は一体どうおつけになっておるのか、その点をまず伺ひます。

○國務大臣(石橋湛山君) 政府は、お話のように中央政府、また中央政府に關係する機關の人員だけは増そう、ふやしても差しつかえないといふやうな態度はとつておらないのであります。できる限り行政の簡素化をはかるという方針は一貫しておるつもりでございます。特に片手落ちのことをいたしておるつもりはございません。また本日御審議を願ひますこの通商産業省の設置法の改正も人員の増加をいたすものではないのであります。ただ仕事

の關係からどうしても、ただいま申し上げました提案理由にありますが、非常に大きな仕事を持つておりまして、まことに手が回りかねますので、現在審議會といふものがあります、その中から一人次長の役目をいたさせたい、かように考へておるのであります。

○加瀬完君 先ほどお断り申し上げておきました通り、本日提案されましたこの法律案の提案理由の御説明は私も十分わかる。これだけならばさして問題とするところはないといふことも私も了解しておるのであります。しかしながら、今までも同様の各省の設置法の一部を改正する法律案として出されたものは、概して言ひならば、機構が拡大されまして、人員が増加されるというやうな方向をたどつておる。ところが政府が地方に臨んでおりますところの地方自治法の一部を改正する法律案でありますか、あるいははいわゆる再建整備法と言われておる

法律案などを見ますと、これは住民がどういふことを要求しようが、地方自治団体がどういふことを要求しようが、それにおかまいなしに部課を統合いたしましたり、あるいは簡素化をいたしましたり、あるいは兼任を命じましたり、また当然定員を削減するといったような強い線が通っている。國務大臣としても有力な石橋さんでございまして、閣議の席上、この相反する事柄につきまして、いすれ話し合いが出なければならぬはずでございまして、一方政府の機関は拡大をするし、定員も増す、他方地方機関に對しましては政府の圧力でこれを縮減していく、こういう相反するものの調節をどう御説明なさるようにお話し合いが進んでおるか、その点を伺いたい。

○國務大臣(石橋漢山君) たいはい申上げましたように、実は私一々の問題をこまかく承知いたしません、しかし大体の方針としては、いかにも地方の行政整理のために、地方に對しては相当強力にこれを整理するように要求しようとおることも事実であります、同時に中央政府がそれと反した方針をとって行こうというようなことは絶対に考へておらないのであります、もしそういう何かございしましたら、それはあるいは間違ひで、そういうことがあったとするような点は申しわけないと思ひますが、方針としてはそういうようなことはいたしておりません。従つてそういうことは、特に地方に對しては嚴格に臨むが、中央機關に對してはまあというような話し合いをしたこともございせん。

○加瀬完君 話し合いがないとすれば、実に私はおかしいと思ひます。地方自治団体からひつぎりなしに陳情が、大臣のお耳にもすでにもうたびたびお届きになつてゐると思ひます。それほどこから大きな反響があるにもかかわらず、形の大小はあれこそすれ、一応中央は少くとも行政改革という太い線を出して機構改革をやつておるというこゝではなくて、ただ自然膨脹あるいは自然便宜といつたような形で、地方の問題になつてゐることは相反した若干ではあれ拡大をいたしてゐる。こういうことをほんとうに地方の人々が具体的に知つてきたならば、今問題になつてゐるいろいろの地方の要求と、これは比較をいたしましたら、今問題に激化するということも當然考えられると思ひます。こういうことも閣議で何にも取り上げられておらないとすれば、私は実に不思議だと思ひます。私に、事実何らかの話し合いが出ておらないのでございせんか。

○國務大臣(石橋漢山君) 地方の財政は御承知のようでありまして、地方の財政から、何とかこの財政の建て直しをしなければならぬといふような意味で、地方の行政整理を相当強力に要求しようといふことは、これはしばしば話が出ましたが、しかしこの全体の政府の方針としては、むしろ中央に對しても同様のつもりでありまして、地方だけにこれに辛くやろうといふようなことが問題になつたことではない。こういう意味でございせん。

○加瀬完君 私どもが第三者的に見ておりますれば、大臣は地方だけ辛くやるつもりはないとおっしゃいます。今度の部課の簡素化でありますとか、あるいは定員の縮減といったようなことは非常に地方に強く當つてお

る。それと比べますと、地方にそういう財政縮減といふものをはからなければならぬならば、あるいは行政機構の改革あるいは縮減といふものをはからなければならぬならば、その地方の元をなしてゐる、こう申しますのは、現在地方経費の増大といふのは非常に中央の義務的経費の増大によりまして悩んでゐる場面が多い。實際において地方が単独にそれぞれの財源をもつて仕事ができるという場面が非常に少い。ほとんどが中央のひもつきの義務的経費によつて地方財政は膨脹しておる。そういうときに、その元になりまして、その中央そのものの行政改革に根本策を立てないで、出てくるものの必要に應じて便宜のな、一人減らしてみたり、十人ふやしてみたりといふふうな安直な基本線で地方のこの問題の解決をしようと思ひます。問題の解決にはならないといふふなことが當然考えられると思ひます。その基本線といふものは何ら討議せずに、設置法の一部改正といふことでその場その場を糊塗して参りまして、地方にだけそういう太い線で圧力をかけて参る。悪い言葉で言ふならば非常な統制を加えて参る。こういつたようなことはどうも一貫した政府の方針としては非常に矛盾があるように感じられるのであります。この点ももう少し具体的に大臣の、あるいは政府の御所信といふものを承わりたい、こう思ひます。

○國務大臣(石橋漢山君) 繰り返して申しますように、中央においてもできるだけの行政整理はしなければならぬといふ考えでありまして、そのことも申し合せておる次第であります。決して地方だけをやる、こう言つてゐるわけではございせんが、さしずめ地方の問題は世の中の非常に大きな論議にもなつておりますし、従つて地方に對する施策をこの際相当強力にやつてもらおう、こういうことで、お話のような、何かこつちの方は何もせずに地方だけに圧力をかけるようなあるいはごらんになれるのかもしれないが、そういうつもりではございせん。

○加瀬完君 私は行政整理をやれといつてゐるのではない。中央は設置法の一部を改正する法律案といふような、いかにも一時的な補率的な便宜的な方法で、實質的には部課を増大したり、あるいは人員を増大したりしてゐる。それであれば同じようなことがやはり地方にも必要とされてゐるに違ひない。それにもかかわらず、自分の直接の官庁に對しましては、そういうことを必要を認めておつて、地方に對しましてはそうではなくて、逆に強い線では部課を縮小したり、あるいは人員を極度に縮小させたり、行政委員会に他のいろいろの法律があるにかかわらず、法律を制限するような法律をまた作るというやうな監督、指導の面を強く打ち出してゐる、こういうことでは政府の方針といふものは一致してゐないじゃないか、おかしいじゃないか、こういうことを伺つてゐるのであります。

○國務大臣(石橋漢山君) 同じことを繰り返すやうで恐縮であります。さういふつもりではございせん。たまたまさういふやうにござんになれるような事実があったとすれば、これは訂正をしなければならぬが、さういふつもりでやつてゐるわけではございせん。中央においても、ただ都合のいいやうなそのときどきのつきばをやつてゐる、こういうつもりではないのであります。設置法の改正をして、こういう配置転換等しなければならぬのは、よほど考えた上で、やむを得ない限度においてやつております次第であります。むしろ地方にもこまかく見ればさういふ場合がございまして、これは地方の關係の官省に對してやることであります。むしろ理由があるとしたならば、理由があつてせひとも必要であるものをやめる、あるいはどうしろといふことまで考へてゐるわけではないと、私は考へてゐる次第であります。

○加瀬完君 先般経管長官から經濟六カ年計画の御説明を承つたわけでありまして、この經濟六カ年計画といふものによりまして日本の經濟の擴大強化をはかつて行こうといふ政府の方針はよくわかるのでございせん。またこの經濟六カ年計画を中心にして行かなければ經濟改革ができないやうな御認定に立つてゐるといふふうにも私もは了承するのであります。石橋國務大臣は幸いに經濟大臣でございまして、さうであるならば、一体今度の機構改革あるいは定員關係に關係のあります地方に對する諸法律、あるいは設置法の一部改正の各省から出したいといふ案、こういうものは經濟六カ年計画といふものの基本線を実現させるための考慮といふものがどれだけ払われているか、最小限に見ましても通商産業省關係の設置法といふものは、これだけで經濟六カ年計画を運営して行く

のにもう十分であるということになる
か、そういう点でもう一度伺いたい。
○国務大臣(石橋湛山君) 将来にわたってこれだけで十分だということはないが、なかなか言い切れることは困難である。と思ひますが、ただいまのところ、通産省としてはとにかく通商局のたゞいまの仕事が非常に大きいのであります。経済六カ年計画にもこれは直接つながりを持っておこなうの仕事をやっておりますので、そこでこの強化をいたしたい、かように考えております、今のところではこれで一応やれると、こういう考えを持っております。

○加瀬完君 石橋さんは経済大臣として、経済六カ年計画を推進するために、どういうふうに行行政改革がされなければならないか、あるいは行政改革をするのに、こういう基本線というものは買かせなければならぬ、といったようなことについて、非常にたくさん通商産業省関係以外にも設置法の改正が出ておるのでありますが、各省に對しまして、閣議が、あるいはその他の場合に経済六カ年計画推進のための基本線による行政改革の線というものを、あるいは設置法の基本線というものを御主張されましたか、お打ち出しになられましたか、その点を伺いたい。

○国務大臣(石橋湛山君) そういうことはありません。特に経済六カ年計画遂行するために、こういう行政改革をしなければならぬということを論議いたしたことはございません。
○加瀬完君 それでは各省の行政機構、あるいは現在問題になっておりましたいろいろの關係の機構、こういった

ようなものが経済六カ年計画を推進する上に現状でいいという御認定でございませうか。

○国務大臣(石橋湛山君) 現状で必ずいいというところはつきり申し上げることは、将来の問題ですから困難だと思ひます。なお経済六カ年計画を遂行して行く中途において、いろいろの行政機構の変更も必要とする場合はあると考へております。ただいまのところ経済六カ年計画を遂行するために、政府の行政機構を直ちにこういうふうに変えようという案を持っておるわけはございません。ですから現状においては、この行政機構においてやっております、かような判断に立っておりますわけでありませう。

○加瀬完君 少くも経済六カ年計画の推進というものは、相当むずかしい事業だと思ひます。今までの、終戦以後の内閣におきまして、こういう強い、あるいは大きな経済政策というものを打ち出して、強力にやっております、といったような計画は、もうまれだつたと思ひます。そうであるならば、この計画を推進して行くためには、少くも通産省あたりの中心になりますところの官庁というものは、行政機構そのものも今までは違った角度、立場というものをとらなければ計画推進には非常に不向きになる、あるいは不適当であるという、こういうふうな問題が当然生じてくると思ひます。六カ年計画というものを打ち出しても、これを推進するところの一つの方策というものが何ら行政的に立っておらないとすれば、この六カ年計画というものはどうもまた非常にあやふやなものになるのじゃないかというおそれをわれわれは持つ

のであります。こういう点、行政機構を現状のままにしておいて、あるいは通産行政そのものでも現状のままにしておいて、それで六カ年計画をやつて行ける、将来は変えなければならぬ場合があるかもしれない、現状においては何らさしつかえがない、こういう認定にお立ちのようでございますが、それであらう膨大な六カ年計画というものを推進できるのございませうか、非常に私は懸念するのでございませうが、その点大臣の御説明をいま一度伺ひます。

○国務大臣(石橋湛山君) 私は実を言へば役所の機構というものをよく知りません。しかし仕事をし行くのに現在の機構でやれないと思つておられます。現在の機構でやれるよりは、今の役所の者が皆、大臣以下全部がほんとうにあれをやつても、通商産業省にしましても、あるいは企画庁にしましても、ふんばるといふことが大事なのであります。特に機構をいじつたからやれるというものでないと思ひます。現在の機構で私は通産省のごときはやつて行けると、かように考へております。

○加瀬完君 現在の経済機構あるいは行政機構、こういうものは国力の伸張というものは期し得られないので、ここで一審発しようじゃないかということと六カ年計画の立案の基礎だろつと思ひます。そうであるならば、その六カ年計画を推進して行くには、これだけやれるというのじゃなくて、さらによくやるには、いかなる方法があるのだるかというところを検討しなければならぬと思ひます。そうなつてくるな

らば、たくさん設備法の一部改正を出すならば、六カ年計画の推進により強力な経済体制というものは、少くも経済関係省においてはもうそろそろなればならぬことだろつと思ひます。ふんばつていますからやれませうとばかりしなごさだ。どういふようなふんばり方をするのか。さらに効果をあげるにどういふような機構が必要かということが当然検討されなければならぬと、私はこう思ひます、どうですか。

○国務大臣(石橋湛山君) お説ごもつともであります。私は少くも通産省のごときは今の機構において十分やつて行ける、かように考へております。ただ経審のごときはもう少し強化するといふ必要がございませうので、先般これら設置法の改正を一部いたしまして、そうして名前も企画庁と変えて経済六カ年計画の遂行に便宜なように一部改正をいたしたものと、かように信じております。

○加瀬完君 審議庁が企画庁という形に変わつて、それでいろいろの仕事がされて参りますことは、主としてこれは経済審議庁のやつておりました、あるいは経済六カ年計画の計画的な面というものが主としてこの担当にならうと思ひます。しかしながら、企業そのものに、産業そのものに直接ぶつかりまして、あるいは輸出でも輸入でもそういうものに直接ぶつかりまして、いろいろ指導をして行かなければならぬもの、あるいは交渉をして参らなければならぬものは、むしろ通産省の方にたくさん部門というものがあつたんじゃないかと私も思ひます。経済審議庁が経済企画庁に

變つて行くから、それで経済六カ年計画の行政機構の改革は万全だ、という御議論にはならないのじゃないか。もう一回あらためて伺ひます。なれば、通商産業省関係では、一体経済六カ年計画を推進して参りますのに現状で万全だ、現在の機構でも万全である、というふうな御認定でございませうか。

○国務大臣(石橋湛山君) お話しの通りに、企画庁のほかに実務経済政策を實行して行きますのは、通産省とか、あるいは農林省とか、あるいは運輸省とか、各行政担当省でございませうが、私は将来とも現在の通商産業省の機構によつてすべて間に合ひ。将来ともいふまでも間に合ひとまでは申しませんが、とにかく今経済六カ年計画をスタートしようとする今年度、あるいは来年度等におきましては現在の機構によつてやれる、かように信じております。

○加瀬完君 具体的に伺ひますと、大臣の提案理由の中にも、たとえば貿易問題の処理等、特に錯雑した問題が山積みしているという御説明がある。中々貿易というものは非常に、日本で大きな期待を持っていますので、けれども、さっぱり進捗しておられない。大臣の御説明によりまして、錯雑したたくさん問題が山積して、おる、こういうことであるならば、こういう問題を一つ解決するのには、次長を一人ふやして、それでこの問題が解決できる、こういったふうな結論が出るの、ございませうか。

○国務大臣(石橋湛山君) 次長を一人ふやしたから、中々貿易が解決するとは言ひませんが、私はこれは中々貿易

問題のごときは、これは外務省の關係もござりますが、内閣全体の方針の問題でありまして、この方針が決定すれば、おのずから貿易そのものの問題は解決するものと、技術上の問題はそれほどむずかしいことはないと思ひます。

○加瀬完君 今、中共貿易を例にしたのでありますが、これは外貨問題にいたしまして、輸出入の關係にいたしまして、日本の現状というものは終戦前とはまるっきり違つて、不利な立場に置かれておるといふような關係からして、今までのような簡單なお役所だけの仕事というのではケリのつかないいろいろの問題があると思ふ。そのなつて参りますと、こういう問題の處理というものは、通商局全体の機構というものをよく検討しなければ、少くもあの經濟六カ年計画の推進というものは不可能になつてくるということになりかねないと思ふ。そのときに通商局の一部を改正するのには、次長といふものを一人置くといふふうな一時しのぎの補填的なことで、いわゆる中共問題の處理にしろあるいは輸出入關係の予算の折衝にしろあるいは外貨問題にしろ、こういうことを扱つて十二分に機能を發揮し得るとは、私どもしろうとでありますからよくわからないのでありますが、そういうふうには考えられない。大臣はいともやすく、それも何も役所だけの仕事ではなくて、政治的な問題が解決すれば、中共貿易なんかはひとりでに解決するのだとおっしゃいますが、政治的な問題が解決できない、あるいはまた中共貿易そのものも打開の途がないといふふうな点もお認めになるならば、これを打

開する方法として、通商局自体はどうであるか、通産省自体はどうであるかといふことを考え、動かせるように、中共貿易なら中共貿易が解決できるような方法、方向に、設置法の一部を改正するならば、設置法というものは変えて行かなければならない、こういうふうな根本的な問題の處理といふことを考えないで、ただ一時しのぎに一人人間をふやしたいと、こういうふうなことで行政効率といふものはさっぱり上るといふふうにはなつて行かない、そういう改正といふものは私は意味をなさないと思ふ。そこでどういふのを立てたならば、その經濟六カ年計画を推進するように、形の上でもこう變つたのだといふ形を表明してとなれば、國民も政府の心がまえの強さといふものも認識し得ないし、あるいは業界でも政府そのものの心がまえといふものに強き信頼を持つといふふうになりかねる。そうであるならば、經濟六カ年計画の推進といふのは、結局中心がないわけでありまして、あるいは六カ年計画を進めて行く具体的な方法が立つて行かないわけでありまして、大臣が御計画なさつたやうなふうには進捗して参らないといふふうに私はなるといふ心配を持つのであります。この点いかがですか。

○國務大臣(石橋湛山君) たとえば通商問題にしまして、これは強力に、中共貿易だけではございませぬ、他の方面においても強力な通商政策をとる必要はむしろこれは十分認めておりますが、しかしそのために今通商局の機構を變えなければならぬとは考へておりませぬ。現在の機構のもとにおい

てこれはやれる、やろうと思つております。それからそのほかの産業の助長にいたしまして、現在の機構のもとにおいて私はやつて行ける、ただし、やつていけるうちにここが足りない、あそこが足りないといふことは起るかも知れませんが、それはそのときの場合でいいんじゃないか、初めから機構を變えたらうまく行くといふわけでもないと私は思ひます。

○加瀬完君 そうではないのですよ。私の同つておりますのは、機構を變えておるのは大臣の方で先に變えておる。たとえば十四課に分れ、事務量が膨大であるので、局長のもとに次長一名であつたが、もう一人ふやすと、なぜ一名をふやしたか、事務の膨大とは何かと言ひますと、輸出入關係においては外貨予算の作成、外貨資金の割当あるいは中共貿易の問題の處理等、非常に難問題が山積しておるので、こういうものを解決するのには次長を一人ふやさなければならぬのだと、こう御説明になつておる。私の同うのは、次長を一人増したといふことぐらいで、こつちの重要な問題の解決といふものができるといふふうには考へられないのじゃないか。ましてあなたの方の政府は、經濟計画について、經濟六カ年計画といふものを立てておるくわいの、強い經濟復興を考へておる政府である、それならば、少くともその大きなポイントになる中共貿易關係、あるいは輸出入關係、こういうものを担当する通産省が、設置法の一部を改正するといふならば、次長を一人置いてそれらの難問題が解決するといふやうな安易な考へにはとてもなれないと思ふのだけれども、いかがでございますか

と、こつちの点なんです。

○國務大臣(石橋湛山君) そのほんとの難問題の解決は、おそらく次長とか局長を置いたつて解決できるのじゃないのでありまして、つまり今度この次長を置くといふことは、通商局の中の事務分担と申しますか、事務分担の上において次長を一名置くことが必要である、これは一つは最小限の考へ方でありまして、むしろ理想的に言へば、うんと人をふやすとか、あるいは思い切つて機構を變えるといふことも考へ得ないではないと思ふのでありますけれども、ただいまのところでは次長を一人ふやすといふことで、通商局の事務は一応整理がつく。そして外貨問題にいたしまして、ほんとうの難問題、根本問題の解決は、次長や局長で解決するものではございませぬ。これは別途やはり十分にわれわれのところで考へてやらなければならぬこととでありまして、通商關係についてこの際はとりあえず次長を一人ふやすといふことで、事務的な處理は十分つくと、かように考へております。

○加瀬完君 次長一名ふやすことによつて、事務的な處理はできるんだから、次長を一名ふやすといふことで、この設置法の提案はこれでもいいのだ、こつちの御説明でございませぬ。その御説明の限りにおいては私もよくわかる。しかしですね、經濟六カ年計画といふものを立てて、これを實現しようといふ強い意欲に燃え立つていられる政府とするならば、中共貿易關係も、あるいは輸出入關係、外貨關係、こつちの難問題が解決するといふやうな安易な考へにはとてもなれないと思ふのだけれども、もう少し多岐にわた

るところの機構改革といふものを考へられないはさうなと思ふ。もうこれをするときには、經濟六カ年計画なんといふことはどこかへ置き忘れちゃつて、これはこれだけのことといふやうな安易な考へで事が取り運ばれておるのじゃないか、率直に申し上げるならば、だから經濟六カ年計画といふことを言つていられるけれども、經濟六カ年計画といふことをほんとうに強く考へるならば、少くとも經濟關係省の各端々に至るまで、經濟六カ年計画のよりよき推進のための機構改革の基本線といふものを打ち出されなければならぬはずだと思ふのですが、そういうものはあまり考へられておらない。もつと、先ほど言つたやうに愚言を言ふならば、これはこれで、ただ何と申しましようか、閣議とか、大臣とかいふ立場における強い考へではなくて、部局の適當な人によつて、適當に設置法の一部分が改正されている。で、經濟計画といふものの推進といふふうな、大臣や内閣の取りきめといふものは、この設置法の一部改正法の基本としては全然考慮されておらない、こつちのやうにしか解釈できないのであります。この点どうでしょうか。

○國務大臣(石橋湛山君) いやそんなことはないのではありません。經濟六カ年計画を遂行しようといふことは、大臣だけでなくて、事務当局においてもしなければならぬといふことは考へており、現にそのつもりで、わざわざ編成してあるものであります。その遂行に支障のないやうにはいたしてあるつもりであります。その場合、通商局はことに事務の關係がございま

すので、もう一名次長をふやす、これによって少くとも当面においては経済六カ年計画の遂行に支障のなきものと認めて、これを提案したわけでありませう。

○加瀬完君 最後に総括的に一つ伺います。経済六カ年計画推進という基本線に立つての行政改革、こういうものは現政府では考えられておらない、先ほどの御説明ではそう承わったのでございませう、そう了承してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(石橋湛山君) ただいまのところではさうでございませう。現在の機構によって遂行して行くと、こういうつもりでございませう。

○木下源吾君 大臣にお伺いします、どうも最近おやりになっていることを見ますと、カルテルを強化し、独禁法をだんだんなくすし、独禁法を行くという方針らしいが、事実そうでありますか。

○国務大臣(石橋湛山君) 独禁法についてはいろいろ議論がありまして、一挙につぶしてしまえという意見も、当院の中にも、どなたからか、かつて、私は質問を受けたのでありますが、そんなつもりはない。あれはあれで私は必要があるものと認めております。ただ輸出入でありますとか、あるいはある種の中小企業でありますとかいろいろものについては、いささか日本の国情に合わない点がありますから、その点については公取と十分打ち合せをしまして、独禁法の適用の一部を除くと思ひますか、緩和すると申しますか、そういう方針をとっておるわけでありませう。

○木下源吾君 わが国の国情に沿わないというのは、たとえどんなことか、

一つお示しを願います。

○国務大臣(石橋湛山君) たとえば、この中小企業におきまして、あまりその独禁法を厳格に適用すれば不況の場合にも、あるいは生産過剰になって中小企業がたばたと倒れるといったような場合にも、業者が協議をして生産制限をするとか、あるいは価格の調整をするとかはできません。これも今の中小企業が多い日本としては、非常に不便なことだ。あるいはまた貿易の場合においても、輸出商が過度の競争をして、海外においてかえって信用を落とす、高く売れるものを安く売る、あるいは輸入する場合も同じような弊害がありますので、これはやはり業者が多いということの日本の特殊な、特殊というのではないのでしようが、とにかく日本の現在においては、比較的に中小業者が多いというのが現状でございませうから、従って大資本だけでやってくる場合と違ひまして、やはり独禁法を厳格に適用すると、日本の経済の全体に不利益を及ぼすというところがございませう。そういう点で、今回も輸出入取引法の一部改正というふうなことで、独禁法のある程度の緩和をお願いしておるわけでありませう。

○木下源吾君 今お話し出された輸出入取引法……中小企業が競争して物を安くする、こういうような御心配のようですが、相手がいわゆる共産圏の国と資本主義国と申しますか、自由諸国、これとは趣きが私は違ふと思うのですが、やはり中小が、小さいものがたくさんで競争をして損をするというのは、この両方の場合に共通でありますか、どうですか。

○国務大臣(石橋湛山君) 共産圏と自由主義国家群とは、これはいろいろ取引の状況等は違ひますから、全然同じとは申せませんが、全然同じ、過度の競争という点については両方とも同じだろうと思ひます。やはり、ことにこの中共のごときは、向うは窓口が一本です。そういう所に対しては、日本もできるだけ一本の窓口で対抗するのが便利であらう、まあかように考え

ております。

○木下源吾君 共産国の窓口一本はですね、内容において資本主義国の窓口一本とは全然違うのである、性格が。それをこちの方で、日本の場合の窓口一本ということとごっちゃに今考えておるのじゃないかと思うのですが、その点はどうですか。たとえばアメリカの場合には、輸入は非常に超過して、輸出入のバランスがアン・バランスになっておる。これはもうそのままだにうっちゃらかしておく、政府は。ところが中国の場合には輸入が超過して、これをバランスをとるといって、輸入を減らす、統制して減らす、そういうふうに今政府がやっておるようですが、考えておるようですが、そうすれば拡大して行くのでなく、だんだん縮小して行く、貿易を。こういう結果になります。このようにやはり共産圏と資本主義国との相手によって、非常に私は同じやり方が、内容において違つてくるのではないかと、こう思っているのですが、あなたの今の御話では、過度の競争と、こういう言葉で言われておりますが、私は中共、いわゆる共産圏の場合とは全然違ふと思うのですが、その辺の見解をもう一ぺん一つ御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(石橋湛山君) まあ中国の

場合もそういう御議論がありまして、昨年のごときも日本の輸入が多くて輸出が少なかったという結果を来たしているのではありません。これは御承知のようになぜ日本の輸出が十分行けなかつたかという、中国の希望する物資の中には、いわゆる禁輸品が非常に多いというふうなことから、日本の輸出が十分に行われなかつたということでありませう。従つて中国側から言われれば、おれの方が買わないのじゃない、日本が売らないから悪い、こう言われる、これは中国の言い分としてはごもっともなんですが、もともと今の日本の立場としてはこれはコムの話し合いで禁輸品になっている物を、日本だけが勝手にこれを破つて行くということもできませんので、そこでどうしても制限を受けませう。制限をなるべく解除するように努力はいたしておりますし、今後ともいたすつもりであります。まあ現状においてはとにかく制限が相当にある、これは実際はいわゆる特免と言ひますか、そのとき、そのとき、ケースバイケースで、ある程度の輸出、禁輸を解かれてもいるのであります。今後とも相当大きなものに解かれる望みもないとは思ひませう、思ひませうが、しかしまあ全般的に申せば禁輸……ところがそうすると、やはりどうして中国に対する輸出と輸入のバランスを失うわけでありませう。日本の輸出が多過ぎて、これはインドネシアのごとき日本の輸出ばかりあつて向うから輸入するものがなくてはバランスをすることも困りますが、それと反対に、日本が輸入ばかりあつて輸出するものが少いということでありませう、やはり外貨の関係等から申しまして非常に

困りますから、できるだけ各方面に対して輸出、輸入のバランスを保つよう努力しなければならぬと思ひます。ですから中国に対して向うから輸入するものがあるのに、輸出するものが少いから、それをもし輸出に合せた輸入を減らせば、貿易が縮少するだらう、こういう御議論はごもっともでありませうが、そうかといつて、これを手放しにしておくわけにも参りませんので、そこでなるべく輸出と輸入をバランスするように仕向けるには、やはり窓口が輸出と輸入が全部マッチしていなければならぬ、輸出は輸出、輸入は輸入と勝手にするということでありませう、どうしてもバランスがうまく行きませんから、できるだけバランスを保つようにして行きたい、決して縮小するという意味ではありませんが、そういうバランスというのをまた一面において考えなければならぬ、かような趣旨から輸出入組合というふうなものを作つたらいだらう、かように考えております。

○木下源吾君 私のお聞きしているのは、中小企業が競争するから、それをやはり品物を安く売つたりして、みんなが損する、こういうお話であつたので、それで今組合を作つたらどうか、しかし中国共産圏だけに対してあれはまあ組合ですね、どういうわけであれは共産圏だけは輸出入の組合を作つて一本にしなればならぬのか、その理由として今お話しになっているのが、向うが一本だからと、こういうのだが、私は向うの実情とこちらとは全く違ふのじゃないか、内容において。向うも資本主義国で一本であるとかいうのなら違ふ。向うは違ふのですが、今度の

輸出入の内容はですね。そこで私は十分に再検討する必要があるのじゃないか。

かと思つてゐるのですよ、中国と、あるいは一定の特定の地域ですか。でありますから、おおむね共産國、インドネシアもちろん入るかも知れませんが、けれども、そういうようにどうして一体共産國といいますが、そういうものだけ具体的に一本にしなければならぬのか。今あなたのおっしゃる理由では、私は納得できないのですが、これは十分に御検討になった上でですか。

○國務大臣(石橋湛山君) 共産國だけに対して輸出入組合を作ろうとは考え

○國務大臣(石橋湛山君) そういう考へは毛頭持つておりません。大商社でなければいかぬという考へではございません。あの法律も決して大商社だけに独占させようというような意圖は含んでおりませんし、また實際の運営においても、そうなるということとは言へないと思つております。中小の人たではないと思うのであります。ちもやはり組合を作り得るのでありますから、大商社、中小商社ということとをわれわれは区別してゐるわけではございません。

ておられないのであります。ただ共産圏、中国のごときもその一つの対象になるだろうということでありまして、今お話のインドネシアあたりもやはりその必要があるのじやないかと思ひます。あるいはエジプトとかいう所も、あるいはほかにもあるうかと思ひます。決して共産圏だけに對して輸出入組合を作つて一本にしようと考へておるわけではございません。特殊の事情のある所には、その必要がある所には、それを作らなければならぬ、かように思つております。

○木下源吾君 内容においてはあなたがおつしやるのと違ふ。しかしまあそれはそれとして、政府の監督が強化することだけは間違ひないと思うね、貿易に對する監督が強化することは……。

○國務大臣(石橋湛山君) それはまあある程度はそうでございましょう。

○木下源吾君 この面において今度次長を長をふやす、そういうようなお考えなのですか。

○國務大臣(石橋湛山君) 今度次長をふやすのは、あれに何も直接の關係はございません。

関心を持った。ついにこれはどこからでも自由に買い得る、こういうこと下

通商省は決定せられたようでございます。そこで結果から行けば、中共貿易というものを押えた、結果から言えば、そういうことになっている。そこでそういう意味で私は先ほど来から御質問申し上げている。これは中国貿易というものを拡大発展させる意味ではなくして、今のその実例を申し上げてわかっている通り、中国貿易を縮小するためにあるという法律を作っているのじゃないかと、こういうふうにまあ考えられるのであります。この点について大臣の一

つ御所見を伺つておきたい。

○国務大臣（石橋湛山君）　もしそういうふうに御解釈があるとすればとんでもない誤解でありまして、毛頭そんなことはございません。

それから今の大豆の話がありましたが、これは御承知と思いますが、値

段が非常に違うのです。中国自身が日本に売るのに特別に高い値段で、非常に差別待遇を中国人がして来たのであります。ですからそういう差別待遇をされるならこれはやむを得ませんか、これはグローバル方式でどこから

でも輸入できるといふようにした方が
中国との貿易のためにもいい、こう私
は判断したから、グローバル方式でや
ると、こういうことにしたのであり
ます。

○木下源吾君　中国からののは高い……。――

○國務大臣(石橋湛山君) その点は政
 去年はたしかトンが四十六ドル半だつ
 たと思ふ、そうじやありませんか。本
 年は四十三ドルじゃないですか。そう
 すると三ドル半ほど昨年より安いわけ
 ですな、大豆が……。

府委員から数字をお答えいたさせます。

○政府委員(大堀弘君) 昨年中共大豆

の値段はFOBで四十六ポンドでございます。今年度は先般来ておりますオアフがFOBで四十三ポンドであります。三ポンド下げているのであります。中共が現在各国に送っております値段については、シフで三十八ポンドになっております。あるいは三十四ポンド、三十六ポンドという値段で出ております。アメリカ大豆その他と比較しまして、四十三ポンドは現在でも相当に高いものであります。

○木下源吾君 中国はほかの方に三十

八ボンドでやっている……。これは各
国というけれども各国ではないと私は
記憶しているのです。やはり東独方面
であろうと思う。そこではバーターで
向うの物が安く来る特殊の関係があ
る。それからアメリカの大豆、今言わ
れたがアメリカの大豆と中国の大豆と

は品質がまるで違う、用途が違う、という点はどうか御説明を願いたい。

○政府委員（大堀弘君）　パーターでやっているものとは思いますが、日本側に先方からオフターがございました。

条件は、ポンド、ストレート決済という
ことになっております。従いまして
ポンドは現金で払うことになる
と思いますが、現金を持っておれば各
国からいかなるものでも自由に買える
わけでありまして、パートナー条件より

もはるかに先方にとって是有利な条件であるわけであります。アメリカ大豆と品質を比較いたしますと、アメリカからは相当、トレード三ポンド以上も高いのであります。それにもかからずなおこちらが相当高いという

ことは、マーケット状況から見ますれば、やはり今日の中共の大豆は相対的

に相当高いという考え方ができると考へております。

○木下源吾君　そとです。相手によつてで、今のように価格だけで問題を論ぜられない。今ポンドのストレートだと、こう言いますけれども、パーティーでやるという約束ができればパーティーができるのです、實際の面では。これと同時に四十三ポンドで日本の需要家が七十何社もこれを買ひ、こう言つておる事實は、これは私は無視できないと思ひのです。わざわざ日本の

商社は高いものを賣う、これはやはり
つり上げて賣うにいたしましたも
私はつり上げておるわけではないと考
えておるが——にいたしましたも、こ
れはよその方から安いものが入るので
あるならば損をする。商人は損をする
仕事はしません。七十数社のものが

競ってこれを買おうと言っておるのに、これを押えなければならぬ理由はどこにあるか。

○政府委員(大堀弘君) これは現在当初に発表いたしました方針は、中共から大豆を五万トン入れる、中共からだ

け入れるという発表をいたしておりま
す。こういう条件で参りますと、自然
売手の方が有利な立場になると思い
ます。従いまして国内のマーケットが
たまたま非常に高くなったものではな
ら、業者としてはそこまで値段を

つり上げても高いものを買う、こういうことになるわけでございます。国家的に見ますればそれだけ外貨の支払いがふえるわけでございます。私どもも当初はバーター条件、従来通りの逆トーマスのバーター条件だということ

で発表いたしましたけれども、先方は
バーター条件をのまないわけでごさ
いますので、ストレート決済を要求して
おりますので、従いましてストレート
決済でありながらしかもなおかつそう
いう高い値段で買うという必要は少し
もございません。ストレート決済であ
れば国際的価格で競争していただく
というのが当然の筋ではないかと思いま
す。かように考えております。

○木下源吾君 現在中共に、つまり逆
トーマスで、最初の考えでやってお
いたのが、今大体どれくらい一体勘定で
は支払い勘定になっておるのですか、
中共に対しては。

○政府委員(大堀弘君) ちょっと今お
尋ねの点を……

○木下源吾君 トーマス残高の方です
が……

○政府委員(大堀弘君) トーマスだけ
でございますか…… 昨年来バーター
方式でやっておりますが、約一年間に
こちらの輸入といたしましては四千万
ドル以上、五千万ドル近い数になって
おります。輸出が約二千万ドルでござ
います。二千ドル近いトーマス残が
残っております。

○木下源吾君 そういうようにトーマ
ス残が残つておるものであるがため
に、あなたが今言う逆トーマスと言っ
ても、相手がこれをすなおに承認でき
るという考えは持たれないのじゃあり
ませんか。その点はどのようなふうに考
えておるのですか。

ことでございます。昨年来私も
バーター方式によりまして先方に日本
のものを、現在出し得るものを、でき
るだけ買つてもらおうという趣旨で相当
個別的には細かい折衝をして参つてお
るわけでございます。それでまあいろ
いろ向うとしてはあまり好ましくない
けれども硫酸なら幾らでも買すが、過
磷酸石灰ならばそういうわけにいか
ぬ、やたらに買えないで、過磷酸石灰
を抱き合せて買つてもらつておる、こ
ういうようなことでやつて参つており
ます。しかしながらコムの制限もご
ざいまして、なかなか思つたように見
返り品も出て行かない、今度の大豆に
つきましてストレート決済を認めたわ
けでございます。従いましてこれに
よりまして貿易が縮小するということ
配はなくて、むしろ今後大豆の割当そ
のものを世界全体に対してグローバル
的な割当をして参りますならば、中
共が値段を下げさえすれば日本の市場
に対してはかかるにやいまいなものを売
り込むことができるわけでございます。
それは満洲大豆が入りましたよう
に当然これも安い値段の大豆というも
のが日本へよけい入ってくるというの
が本来の形ではないか、こういうふう
に考えまして、今回の割当の方法の変
更を行なつたわけでございます。

○木下源吾君 そんなんです。結局
逆トーマスでやるうというけれども、
これは実行できない、実行できないた
めにアメリカからの大豆を買う、こ
ういうような結果になってくるから、こ
れはさつき言うように中共の貿易とい
うものを縮小、締め出すのじゃないか、
現にこれはそういう結果になるので
す。アメリカから買つて、割当の五万

トソというものが積み出しをやめた
ということになると、そうでございま
し。それを私は言つておるのです。

○政府委員(大堀弘君) グローバル方
式にいたしますという事は、アメリ
カ大豆を買うというわけではございま
せん。中共大豆も国際価格まで下げて
くれれば、当然これはアメリカとの関
係からいへば、トレードもボンド地区
でございますので当然競争できる、従
いまして今後の方式といたしまして現
在の方式をもつてすれば、私はむしろ
中共大豆の輸入がふえてくるのではな
いかというふうに考えられるような現
状でございます。

○木下源吾君 なお、今の輸出入貿易
組合は、ただいまの大豆に見られるよ
うな、そういう点を日本側に非常にや
りにくい点をよほどこの組合によつて
今後規制して行く、こういうふうに考
えらるる、その規制の過程においては、
多数の、七十数社のものを相手にしな
いで少数の者を相手にして政府はやつ
て行く、こういう結論になると思う。
先般大豆の交渉経過を見てみると、
ただいま私が申し上げたようになって
いる。そこで私は言うのです。独占禁
止法を緩和して行く、そして輸出カル
テルを強化するということ、これが一
体日本の中小企業を中心とした真の国
情に即しているかどうか、これを先ほ
ど冒頭にお伺いしたわけでございま
す。いろいろ今のお話を承つてお
つてもわかるように、決してこれは中共
貿易というのに対して関心を持つて
いるのではなくて、逆に中共貿易が縮小
して行く、なぜならば輸入超過になる、
それは同じ種類のものをこちらからや
れない、そういう結果であります。向

りから大豆、甲類物資を買つたならば、
こちらからも当然その甲類に匹敵する
種類の物資をやらなければならぬ、
ところがそれはコムとかあるいはバ
トル法とかそういうもので押えられて
いる、押えられてから当然向うの
甲類のものに匹敵するものをやるため
には、そのコムを、禁止品を解除せ
ねばならない、ところがその解除に對
してどういふことを法律に書いてい
るかといへば、つまり国際協定という
ものを十分尊重するといふような意味の
ことを書いてある、これは明らかにコ
ムという大臣がおっしゃつた特認な
んというものを、何もコムは努力せ
んでもいいという一つの法律の条文に
なつてある。そうすると、私が申し上
げたように、いろいろ必要物資とい
うものが互に交換できない、こちらが
やろうと思つても、特認あるいは解除
のために努力することはしないで、そ
してそれは国際協定によつてそれを尊
重して行く、そういうことになれば、
これは中共貿易というものは縮小せ
ざるを得ないじゃないか、こういうふう
に考えるがその点はいかがですか。

○國務大臣(石橋漢山君) コムの制
限がありますということを、これは解
除してもらいたいと思ひますし、解除
に努力いたしておりますが、この制限
がある限りは、これはバーター貿易で
も中共が希望する品物を日本から輸出
ができないといふことになりま
す。いろいろ今のお話を承つてお
つてもわかるように、決してこれは中共
貿易というのに対して関心を持つて
いるのではなくて、逆に中共貿易が縮小
して行く、なぜならば輸入超過になる、
それは同じ種類のものをこちらからや
れない、そういう結果であります。向

これは輸入が阻まれる理由はない、こ
う思ひます。

○木下源吾君 それはそれとして、も
はやその法律は衆議院を通過してい
る。あとは参議院においての問題であ
りますから、その際には別の機会があ
りますから、ただ私はここでこれを取
り上げたのは、設備法の一部改正、従
つて官僚制を強化するためにこの設
置法が改正せられるのではないかと
いうような疑点について今伺ひしたの
であります。次にお伺ひしたいのは、
石炭の合理化法案について、これは私
どもの関心はやはりたくさんの方失業者
が出る、この点で非常に困つておる。
この法案によつてですね、そして一方
また人為的に石炭価格を、生産費を償
わぬ以上、また引き下げられ
る、こういうまた一面においては心配
がある。

○政府委員(大堀弘君) トーマスだけ
でございますか…… 昨年来バーター
方式でやっておりますが、約一年間に
こちらの輸入といたしましては四千万
ドル以上、五千万ドル近い数になって
おります。輸出が約二千万ドルでござ
います。二千ドル近いトーマス残が
残っております。

○政府委員(大堀弘君) トーマスだけ
でございますか…… 昨年来バーター
方式でやっておりますが、約一年間に
こちらの輸入といたしましては四千万
ドル以上、五千万ドル近い数になって
おります。輸出が約二千万ドルでござ
います。二千ドル近いトーマス残が
残っております。

○政府委員(大堀弘君) トーマスだけ
でございますか…… 昨年来バーター
方式でやっておりますが、約一年間に
こちらの輸入といたしましては四千万
ドル以上、五千万ドル近い数になって
おります。輸出が約二千万ドルでござ
います。二千ドル近いトーマス残が
残っております。

○政府委員(大堀弘君) トーマスだけ
でございますか…… 昨年来バーター
方式でやっておりますが、約一年間に
こちらの輸入といたしましては四千万
ドル以上、五千万ドル近い数になって
おります。輸出が約二千万ドルでござ
います。二千ドル近いトーマス残が
残っております。

○政府委員(大堀弘君) トーマスだけ
でございますか…… 昨年来バーター
方式でやっておりますが、約一年間に
こちらの輸入といたしましては四千万
ドル以上、五千万ドル近い数になって
おります。輸出が約二千万ドルでござ
います。二千ドル近いトーマス残が
残っております。

○政府委員(大堀弘君) トーマスだけ
でございますか…… 昨年来バーター
方式でやっておりますが、約一年間に
こちらの輸入といたしましては四千万
ドル以上、五千万ドル近い数になって
おります。輸出が約二千万ドルでござ
います。二千ドル近いトーマス残が
残っております。

○政府委員(大堀弘君) トーマスだけ
でございますか…… 昨年来バーター
方式でやっておりますが、約一年間に
こちらの輸入といたしましては四千万
ドル以上、五千万ドル近い数になって
おります。輸出が約二千万ドルでござ
います。二千ドル近いトーマス残が
残っております。

○政府委員(大堀弘君) トーマスだけ
でございますか…… 昨年来バーター
方式でやっておりますが、約一年間に
こちらの輸入といたしましては四千万
ドル以上、五千万ドル近い数になって
おります。輸出が約二千万ドルでござ
います。二千ドル近いトーマス残が
残っております。

○政府委員(大堀弘君) トーマスだけ
でございますか…… 昨年来バーター
方式でやっておりますが、約一年間に
こちらの輸入といたしましては四千万
ドル以上、五千万ドル近い数になって
おります。輸出が約二千万ドルでござ
います。二千ドル近いトーマス残が
残っております。

○政府委員(大堀弘君) トーマスだけ
でございますか…… 昨年来バーター
方式でやっておりますが、約一年間に
こちらの輸入といたしましては四千万
ドル以上、五千万ドル近い数になって
おります。輸出が約二千万ドルでござ
います。二千ドル近いトーマス残が
残っております。

○政府委員(大堀弘君) トーマスだけ
でございますか…… 昨年来バーター
方式でやっておりますが、約一年間に
こちらの輸入といたしましては四千万
ドル以上、五千万ドル近い数になって
おります。輸出が約二千万ドルでござ
います。二千ドル近いトーマス残が
残っております。

ない、しかも価格はあまり原価として
は下らない、そして石炭鉄業は大会社
も、中小は言うまでもなく、大会社も
非常な赤字でむしろつぶされるのは先
に大会社がつぶされるであろうと一部
の人は言うほどに非常な不況になって
いる。このままにほうっておけばこれ
はかえって非常な惨憺たる状況に陥
る。そこでその石炭鉄業を一面におい
て合理化して価格を下げると同時に、
自然に放任しておけばかえって惨害が
大きいから、そこであれによりまして
整理をすべきものは整理をして、そし
て従業者にも安定をさせたい。今のま
までも失業者が起つて参ります。現在
すでに起つてその処理に困つておりま
すが、あれを、法案を施行しなければ
それでは石炭鉄業が安定して従業者も
失業しないかというところではないと
思う、かえってひどいことになる。か
ように考えますから、両面の考えを
もつて、価格を下げると同時に石炭鉄
業の安定、従つて従業者にも安定を与
えたい、かような考えからこの法案を
作つたわけであります。

○委員長(新谷實三郎君) 木下君に申
し上げますが、石橋通産大臣は午後三
時ごろにやむを得ない用事があつて他
に出席せられますので、なるべくそれ
までに大臣に対する質疑を簡潔に願ひ
たいと思います。

○木下源吾君 なかなか簡潔というわ
けにも参らぬわけでありませう。今よう
やく重要な問題に入つたのでありま
す。またこの次でもよろしい。重要な
ことでありまして、またわれわれの考
えておることで政府が非常に役立つこ
ともあるかも知れない。私も石炭
炭の産出地の中心におります、北海道

の、それだからこれは十分に一つ意見
の交換をしたいと思つたのです。もう少
しそれでは時間のあるときにお願ひし
ます。これで私は参ります。

○委員長(新谷實三郎君) なるべく法
律案に關係のある事項について御質問
を大臣に願ひたいと思ひます。

○木下源吾君 何か委員長は私の質問
が關係ないようなことに聞えるが、こ
れは一つそうではなく取扱つていただ
きたい。今の合理化でも、設備法でも、
みんな政府が非常に仕事が多くなる、
そういう意味で機構、組織そういうも
のに關係があるのですから、それで
まあお聞きしておるのですから、どう
かそういう意味で……

○委員長(新谷實三郎君) 關係のある
部分の質問を求めているわけじゃない
です。直接關係のない部分につきまし
てはなるべく簡潔に願ひたいというこ
とを申し上げたのであります。

○千葉信君 この法律案に最も關係の
ある事項について質問いたします。加
瀬委員の質問に対して、石橋通産大臣
は、これは機構のこととは知らない、行
政機構のことです——機構のこととは知
らない、しかし機構はどうであろうと
もわれわれは一生懸命やるという決意
を固めてやつてゐるから十分やれるの
だ、もしこれが実現しないということ
になりますと、この提案理由の説明か
らいくと、こういう機構にしなければ
仕事ができないのだといつて提案して
おきながら、しかも一方では、答弁で
はそういう口をきいてゐる。もし實際
に大臣のその答弁通りならば、この法
律案は撤回してしかるべきだと考へる
のですが、大臣どうですか。

○國務大臣(石橋通産山君) 先ほどの御

質問は、政府全体の機構について、経
済六ヵ年計画を遂行するにはいかなる
機構であるべきかというお語でありま
すから、実はその点は私は専門家でご
ざいせんから十分の研究をいたして
おりませんから知りませんと、こう申
し上げたわけでありませう。決して今日
提案しているものについて責任を回避
するつもりでそんなことを申し上げた
わけではございません。

○松浦清一君 ちょっと伺ひますが、
通商局に次長一人ふやすというそうい
うことの反対に今まであった物資需給
調整審議会、それから電気自動車充電
技術者資格検定審議会の二つの審議会
をなくしようとしてゐることは、
物資需給調整審議会は「關係各大臣の
諮問に應じ、國際的供給不足物資等の
需給調整に關する臨時措置に關し、必
要な報告及び建議をすること。こうい
うことが今までも所掌事務としてなつ
てゐる。これをなくするということ
は、物資の需給調整をはかる必要がな
くなったということですか、それとも
ほかの機関でやりになるということ
でしょうか。

○政府委員(岩武照彦君) 私からかわ
りまして御説明いたします。物資需給
調整審議会の方は、この権限を与えて
おります元國際的供給不足物資等の
需給調整に關する臨時措置、これが本
年の三月末に失効いたしましたので、
従つてこの審議会も形は残つておりま
す。が、元の方の、権限を与えており
ます法律が失効しておりますので、
この際、この条文整理をいたしたい、
こういうわけでございませう。電気の充
電技術者の資格検定の方の問題も同様
でございませう。決して物資需給調整を

役所だけでやるのかというのでござい
ませんで、この審議会の根本の法律がな
くなったものですから、条文整理とい
ひまして、この際、これを整理した
い、こういうわけでございませう。

○松浦清一君 その物資の需給調整の
必要がなくなつたから審議会がなくな
つた、こういうことですが、その根本
の法律がなくなつたということは、物
資の需給調整の必要がなくなつた、と
いうことと法律がなくなつたので
すか。

○政府委員(岩武照彦君) 根本の法律
のいささつを申し上げますと、これは
朝鮮事變後の特殊事態に処しまして、
アメリカその他の國で、戰略物資に近
いいろいろな、金屬類、あるいは化學
藥品等の輸出統制をやつたのでござ
います。それでそのときに日本側の入
手がいける制限されますので、それ
に基いて國內の需給調整をする必要が
ございましたので、こういう長い名前
の法律を作りました、それに基いて具
体的な需給調整のやり方をこの審議会
に諮問したわけでございませう。そこ
がその後アメリカの關係しますところ
の輸出統制はほとんど廃止されまし
て、現在ではほとんどございませう、
従つてこの法律の必要がなくなりました
ので失効いたしましたやうなわけでござ
います。

○松浦清一君 通商局に課が十四あり
ますが、次長が二人でございませう、その
二人の次長が各所掌する課というの
はちゃんときめてあるわけですか。次長
が二人できてから担任の部課をきめる
ということですか。

○政府委員(岩武照彦君) 現在十四こ
さいいますのを大体二人の次長ではつき

りどの課とどの課はどの次長だとい
ふに的確に割り切るわけには参りま
せんけれども、大体一人の次長が通商
に關します政策全般の問題と輸出振
興の關係を中心に担当したいとい
ふ考へております、それからもう一人の次
長は輸入關係の事務あるいは為替關係
の事務を中心にして、それぞれ
担当課を指揮しましてやらせたいと、
こう考へております。

○松浦清一君 この法案に直接の關係
がないとおっしゃるかもしれませんが
が、先ほど中共貿易についてちよつと
お話がございましたが、今の中共
貿易は先ほどお話がありましたやう
に、昨年度の輸入は私の記憶によると
四千九百萬ドル、輸出が二千三百萬ド
ルであつたと思つたのです。その輸出
の貿易の状態について先般清江氏や
盧緒章氏が来て第三次の貿易協定が
できた。あの一行の人たちが日本に滞在
申ししばしば言つたことは、日本から買
いたい品物は確保を中心とする化學肥
料である、それから建設の資材である、
機械類である、大型のトラックである、
船舶である、こういうことをしばしば
聲明して歩いたやうです。私もが昨
年中共に行つたときも雷任氏や盧緒
章氏という人たちが對外貿易部にお
いて話合つたときもそういうことを
言つておつた。この確保は生産資材、
機械類とか、船舶とかいふやうなもの
についてはコムの統制下に置かれて
ゐる品物でありますから、これに對
してはコムの制限をできるだけ撤廃
してやつていただきたといふことと以
外に今言うことではないのですが、流
安ならば年間十五萬トンでも、二十萬ト
ンでも買ひませう、これは私どもが

行ったときにもしきりにそういうことを強調されたし、日本に來られた代表団の一行もずいぶんそういうこと何べんも言っておったわけですね。しかもこれが短期契約だと生産者の方で不安があるから、相当長期に契約してもよろしいということまでも言っておったのです。ところが日本で二十万トンの確安が中共に売れないという理由はどういうところにあるのですか、合点のいかないところがあるもので一つ御説明願いたいと思います。

○政府委員(大堀弘君) 確安につきましても一昨年からだんだんふえて参っておりまして。大体昨年がその他のアンモニア系肥料をまぜまして九万トン程度輸出ができたわけでありまして。根本を申しますと、結局肥料につきましては国内の需給の關係もございまして、肥料審議會におきまして輸出可能量をきめていくわけでありまして。現在中共以外に大きな輸出をいたしましては台湾とか、あるいは韓国その他、東南アジアにいてはいるわけでありまして、輸出の余力が今年度若干上っておりますから、もちろん中共向けの輸出は若干増加するだろうと考えておりますが、全体といたしましてはやはり輸出余力がないというのが現在の状況でございます。最近だんだんふえて参っておりますからその場合には中共向けも少しづつふえて参るものと考えております。これが相当コンスタントに輸出できれば長期契約も可能かと思いますが、現状では輸出余力が出るたびにケース・バイ・ケースで輸出をやっているわけでありまして。現在の状態はそういうことであります。

○松浦清一君 このことについてアメリ

リカとか、台湾あるいは南朝鮮等が相当圧力を加えておるといふ話を聞いておりますが、具体的に御承知の点があればお知らせいただきたい。

○政府委員(大堀弘君) 値段の問題でございますか。

○松浦清一君 中共に確安を売るとい

うことについて。

○政府委員(大堀弘君) 台湾につきましては若干そういう問題が全般としてあるのではないかとありますが、確安については現在のところ特にどうという取扱いはいたしておりません。

○田畑金光君 通商産業省の附屬機関

として見ますと、顧問會議以下十七

くらい各種の審議會が設置されている

わけですが、まことに広範な事務を担

当しておられる通商産業省としては当

然のことかもしれませんが、この顧問

會議以下各種の審議會というのは一体

どの程度活用されておられるのか、そ

れぞれの部門別の審議機関のようであ

りますが、この審議機関の諮問答申等

に対しては、施策の上にとり取り上

げておられるか、まず伺っておきたい

と思ひます。

○政府委員(岩武照彦君) これらの審

議會はものによりまして、顧問會議は

これは一般的な通商産業省の政策につ

きまして、大臣のまあ諮問といふはっ

きりしたものでございせんが、御

相談相手といふふうな性質のものであ

りまして、これも随時開議をいたして

いるわけでありまして。その他の審議會

これははいずれもその基本になります

法律がありまして、それに基づいてそ

れぞれの事項の御審議を願っているわけ

であります。そういう付議事項が起

りますたびに開きまして、御審議をお

願ひしてその答申は大体現在までその通り具体的な政策として実行されているように思っております。

○田畑金光君 その中でたとえ地下

資源開発審議會というものがあつたわけ

であります。これは石油及び可燃性天

然ガス資源を除いたその他の地下資源

に関する事項の調査審議、あるいは諮

問に依する機関と考へるわけでありま

すが、先ほど問題になりました石油合

理化法案などというものはこういう審

議機関の諮問答申等を経て提案された

のであるかどうか、この点を伺ってお

きます。

○政府委員(岩武照彦君) 石油の合理

化法案につきましては、合理化と企業

の態勢の整備が中心でございまして、

で、積極的に鉱物資源を開発し増産す

るといふ案ではございせんので、実

はこの地下資源開発審議會には諮問し

ていないわけでございます。

○田畑金光君 そうしますと、合理化

法案は通産省の石油局を中心とした作

業で、さらに通産省の全体の省議を経

て原案が作成されたのであるかどうか

か、いろいろこの法案の作成に至る間

の通産省の各局相互の利害の衝突、あ

るいはそれを中心とする論議もあつた

と、こう考へるのであります。その

辺の事情についてお聞かせ願ひたいと

思ひます。

○政府委員(岩武照彦君) 石油の合理

化法案の立案の過程におきましては、通

産省としましては、石油局が中心にな

りまして、関係各局との間に、十分調

整を加えましたし、また雇用関係の問

題につきましては、労働省の関係、あ

るいは資金的な問題につきましては大

蔵省等の関係も十分に調整して参り、

なお通産省顧問の中にも石油関係の方もございまして、その方々の御意見も聞いて参つたわけでございます。具体的にはこの内部の調整問題のお話がございましたが、これは結局一番問題は石油との関係の調整が一番問題でございまして、重油との関係も内部で十分に意見を戦わしまして、調整して参つてこの提案を得た次第でございます。

○田畑金光君 大臣にお尋ねします

が、今のお話のように、省内において

も石油の問題と石油の問題との調整に

相当お骨を折られたこととありま

すが、それはまた当然のことかと思

われるわけでありまして。衆議院にお

いて先般閣議決定法案の一部改正案が通つた

わけでありまして。しかし付帯決議が付

せられたこととだいたい調整に困難を來た

されたこととだいたい通産当局とし

ては不安を持っておられるということ

を聞いております。この閣議決定法案

の一部改正によりまして、どの程度の

財源の確保を期待されておられるの

か、さらにまたこの財源を当局として

はどういう面に運用されようとする趣

旨であるのか、これを一つお聞かせ願

ひたいと思ひます。

○國務大臣(石橋湛山君) 石油の関税

はいろいろの關係するところが広いも

のでありますから、種々なる問題に至

りまして、従つて衆議院で付帯決議も

ありまして。本年度の歳入は、約十億

円を予期しております。これはむしろ一

般會計へ入るわけでありまして、私

どもの考へとしては、日本の石油資源

の開発に、それに當るようなものを、

なるべく今後使ひようになつて努力し

たいと考えております。

○田畑金光君 これは時期が若干さかのぼりますが、通産省、ことに石油局においては関税の、たとえば一割の復元によつて、大体六十億ないし七十億の財源を予定し、この財源でもつて石油の合理化の原資に充当しよう、こういうような意向等もあつたのであります。それが今同様の、非常に、非常に低率の関税復活で、わずか十億前後で、しかも石油資源の開発に充当すると大

きく方向転換がなされているわけであ

ります。まあ石油の問題については、

もう少し後刻お尋ねをいたしますが、

どうも最初の方針と今日出された法案

の内容等を見ますと相当に隔たりがあ

るようによつて見受けるわけでありま

す。その辺の事情について一つ大臣か

ら御説明を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(石橋湛山君) 関税につ

いてですね。これは定率法から言へば、

定率法通りに戻すのが当りまゝの法で

あります。しかしそれと同時に、あ

の定率法の適用を延期いたしました理由

も現在は消えておるわけでありまして

元に戻して差しつかえないわけであ

ります。同時にしかしその影響は、あ

る程度一律に関税を上げますと、影

響するところも大きいものですから、

こでいろいろ研究をいたしました結果は、

なるべく、たとえば水産業に使うこと

の石油のごときは、関税の負担がかか

らないようにしよう、といふことか

らな。特にそういう油には関税をかけない、

またそのほかのものには比較的税率

を出したわけでありまして。まあい

ろいろの事情を考慮してあそこを結

局落ちついたのが事情でございます。

○田畑金光君 先ほど木下委員からの

質問がありまして、内容について深く

触れてないわけでありまして、石炭の
合理化法案の問題であります。この内
容は広範にわたるわけでありまして、
この問題についてはまた別の機会に御
質問をしたいと思います、こう思うわけであり
ますが、とにかく今の石炭産業の置か
れておる事情というものは、先ほど大
臣の答弁の中にもありましたように、非
常に深刻であるわけでありまして、そ
こでまあこの石炭産業安定のためにい
ろいろな方法が考えられるわけであり
ます。その中で政府は今回重油ボイラー
使用制限に関する臨時措置法案を提案
せられておるわけでありまして、昨年
一年間の重油の使用というものはたし
か五百四十九万キロリッターに上って
いたかと思ひます。この法律の重油ボ
イラー使用制限の法律によつて、どの
程度の重油を節約されようという計画
であるのか、この結果一体石炭換算何
百万トンくらいに石炭の市場を確保し
ようという御意図であるのか。

さらに私は強くお尋ねし、その決意
があるかどうか伺いたいのは、石油の
使用制限、こういう問題になつてしま
すと、非常に利害が複雑に各面におい
て衝突するわけでありまして。しかしそ
ういうことは当然政府としては予測の
もとにこういう法律案を出されたと思
えるわけでありまして、どうも見ると
この龍頭蛇尾に終る危険性が濃厚であ
ります。この法律によりまして石炭産
業の安定の一面というものは確かに促
進されると思ひますが、私のお尋
ねしたいことは、どの程度の重油の削
減、節約そしてそれに伴う石炭換算、
どの程度の石炭市場の確保を考えられ
ておるのか、この点をまず伺つておき

たいと思ひます。

○政府委員(岩武照彦君) 重油の消費
のまあ見通しでございますが、昨年は
今お話のありました通り五百四十万キ
ロをこえております。本年はまあ目下
の状況では、五百二十万キロくらいに
押えたいと思つております。五カ年後
に、この法律が成立いたしますれば、
ボイラー関係を中心にしてしまつてい
ろんな重油使用の節約をお願いしまし
て大体五年後に約百万キロ程度ぐらいは
節約できるのじゃないかと思つており
ます。ただ、これはいろいろの実際問題
といたしまして、具体的な設備に當つ
てみまして、ほんとうに転換可能かど
うかという問題もございまして、ま
た転換不可能のものにつきましても、
いろいろの使用の節約を要請するわけ
でございますが、これも現実の操業関係
の問題もございまして、われわれが期
待しておりますように、百万キロ近く
現実的に節約できますかどうか、これは
また法律成立後具体的な事情に応じて
実施して参りたい、こういうふうに考
えております。百万キロと申しますれ
ば、一般炭に換算いたしますれば約百
八十万トンくらいになるかと思ひま
す。もつとも、いろいろ石炭の方の事
情もございまして、百八十万トン
まるまるは需要が転換されるかどう
か、これはいろいろの問題があると思
ひますが、計算上はそうなるのでござ
います。

○田畑金光君 私五年後の話を聞く
前に、現在の問題が大事でありますの
で、お話のように、五百四十九万キ
ロリッターが本年五百二十万キロリ
ッター程度に節約をしたい。そうなつて
きますと、やはり二十万ないし三十万

キロリッターの重油の節約というもの
が期待されるわけでありまして、そ
れに見合うだけの石炭というものが、
本年度そういうような面から市場の確
保ができるという需給燃料計画を立て
ておられるのかどうか、この点を承わ
ります。

○政府委員(岩武照彦君) 石炭の需要
は、わずか二、三十万キロの重油を転
換しただけではとても片づきませんで
す。これはむしろ一般の重油転換より
も、その他の石炭を消費する産業の振
興の問題がございまして、また新し
い石炭の需要開拓の問題もございま
す。で、われわれとしましては、今
年は大体、ちょっと今数字を持ち合
しておりませんけれども、ある程度の
鉄工業生産の伸びも考えまして、そ
れに転換分の石炭のかわりの最も、こ
れはまあ理論的な計算になりますけれ
ども、要するに重油と石炭とのカロリ
ーの比較になりますと、約一・八倍程度
で換算してみればわかると思ひます。
それで昨年よりも本年はやや石炭の需
要がふえるのじゃないかと、かように
考へております。ただこれには御承知
のように貯炭も相当ございまして、か
ら、現実の出炭ペースがそこまで出
ますかどうか、これはまだもう少し様子
を見なければいかぬと考えております。

○田畑金光君 次に御尋ねしたいこと
は、石炭市場の開拓として、いわゆる
火力発電の問題が取り上げられてい
るわけでありまして。本年度のこの火
力発電の計画、まずそれについて伺
つておきたいと思ひます。

○政府委員(岩武照彦君) そういうお
尋ねがあるとは存じませんので、詳し
い電気関係の資料を持っておりませ
んが、今お尋ねの点は二つあると思
ひます。一つは、現在の電気の需給開
係から火力発電の量を幾らに考へて
おるかというお尋ねと、もう一つは、
将来の電気の開発のときに火力発電
をどういうふうに織り込んでいくか
というお尋ねと、二つあると思ひま
す。あとの方の問題につきましては、
これは先日の電源開発促進の審議会
でおきめ願つたのでございまして、
火力発電は、本年工事を行いました
ものが、たしか六十万キロ前後であ
つたかと存じております。これは今
までの継続工事のもの、それから新
しく着工いたしましたもの、それら
高効率の火力発電、なお今後の問題
として、日本の火力発電は相当老
朽施設が多くて、石炭の消費効率も
非常に悪いわけでございますから、
従つて電力料金の原価も上りますの
で、今後高効率の発電所、いわゆる
新鋭火力と申すものに力を入れたい
と思ひます。

なお、低品位炭の需要開拓の問題も
あわせ考へまして、いわゆるボタ
炭、あるいはその他のカロリーの低い
炭を山元で発電するというふうな計
画に対しても、適當な援助を与えて
参りたい、こういうふうに考へてお
ります。

第一点の、ことしの需給計画の中に
火力発電の分を幾ら見ておるかとい
うお尋ねでありますれば、これは今
数字を持っておりますので、ちよつと
お答えできかねますが、もし御必要
でございますれば、後刻資料でお届
けしたいと思います。たしか石炭の
消費予定は七百万トンを中心と上
回つていて、これは一応予定してい
る次第であります。

○田畑金光君 今の、それでは予
期されてなかつたこととするならば
やむを得ませんから、一つ私のお尋
ねしたいことは、ことしの新しく予
定されておる火力発電所、この場所
とか、石炭の消費量とか、発電能力
とか、こういう点についての資料は、
後ほど一つ提出したいと思ひます。
合理化法案についてはいろいろあり
ますけれども、また、これは別の機
会に御質問をすることになりまし
て、きょうはまあこの程度で質問を
終ります。

○野本吉吉君 議事進行について。
ちよつと御相談申したいと思つた
ことがありますから、速記をやめて
懇談の機会を作つていただきたい
と思ひます。

○委員(新谷實三郎君) 速記をや
めて下さい。

○委員(新谷實三郎君) では速記を
始めて下さい。

それでは本日は、通商産業省設置
法の一部を改正する法律案について
の質疑は、一応これで打ち切しまし
て、次の議題に入りたいと思ひま
す。速記をやめて。

○委員(新谷實三郎君) 速記を始
めて。

○委員(新谷實三郎君) 速記を始
めて。

得ませんから、一つ私のお尋ねしたい
ことは、ことしの新しく予定されて
おる火力発電所、この場所とか、石
炭の消費量とか、発電能力とか、こ
ういふような点についての資料は、
後ほど一つ提出したいと思ひます。
合理化法案についてはいろいろあり
ますけれども、また、これは別の機
会に御質問をすることになりまし
て、きょうはまあこの程度で質問を
終ります。

○野本吉吉君 議事進行について。
ちよつと御相談申したいと思つた
ことがありますから、速記をやめて
懇談の機会を作つていただきたい
と思ひます。

○委員(新谷實三郎君) 速記をや
めて下さい。

○委員(新谷實三郎君) では速記を
始めて下さい。

それでは本日は、通商産業省設置
法の一部を改正する法律案について
の質疑は、一応これで打ち切しまし
て、次の議題に入りたいと思ひま
す。速記をやめて。

○委員(新谷實三郎君) 速記を始
めて。

○委員(新谷實三郎君) 速記を始
めて。

○委員(新谷實三郎君) 速記を始
めて。

【速記中止】

午後三時三十分休憩

午後四時五十分開会

○委員(新谷實三郎君) 休憩前に引
続き会議を開きます。

恩給法の一部を改正する法律の一部
を改正する法律案(参議院第二号)、恩
給法の一部を改正する法律の一部を改
正する法律案(衆議院第二号)を一括し
て議題といたします。
お諮りいたします。右の二法律案に

要上加算の問題を研究する、調査する、
 こういふことになって参りますという
 と、この第三案と多分二十八条と思つ
 ておられますが、それと加算に關する調
 査費の計上というものと、元の軍人恩給
 へ復元する傾向がきつて、顯著に感ぜ
 られる、この点につきまして、私は高
 橋さんと局長さんと両方に御意見を承
 わりたい。

○衆議院議員(高橋等君) この加算の
 調査費の問題であります、御存じの
 ように、この前の法律を作りましたと
 きの、すでに終戦前に戦地におりました
 て、そうして三年なり四年なり勤
 務して帰って参りました、そうして恩
 給請求を受けて裁定を受けたものは若年
 停止を受けておりますが、恩給をもら
 う権利が発生いたしてあります。しか
 るにその後長らく戦地におりました、
 五年なり六年なり戦地におつて帰つて
 来たところから恩給は停止になつた、
 そこで裁定にならない、一時金も
 もらえないというやうな、そこに不公
 平な現象が実は現れて参つておるの
 であります。そこで加算問題につきま
 しても、何らかの措置をこれは考えな
 ければならない問題も実はあるわけ
 でございます。ところがいざやってみよ
 うとしますと、それをやりましますとい
 うと一体どれだけ費用がかかるのか、
 またどういふ方法でやれば一番妥當な
 点であるかというやうないろいろな
 点で実は疑問があるのであります。し
 かしこれをそのままはうておくわけ
 にかね、何らか結論は出さなければ
 ません。そこで一応今年度調査費を組
 んで、そうして実施というものをは

きりさした上で、国の財政あるいは国
 民感情すべてのものを考えながら、こ
 の問題をどう扱うかをきめる、それに
 はまず資料をそろえて、着弾観測をつ
 けなければいけないものですか、そ
 ういう意味合いで調査費が組んであ
 る。今度両院の折衝において調査費七
 千万円を組んだというふうにして御承
 知を願いたいと思つております。

○政府委員(三橋則雄君) 今、野本委
 員から、このたび加算に關する調査費
 が計上されておるが、もし加算を實行
 することになると、それだけ昔の軍人
 恩給と言いますが、軍人恩給廃止前の
 恩給法にあつて戻すのではなからう
 かというやうな趣旨の御質問があつた
 のであります、私は加算がもしも昔
 のやうにつくといふことになれば、お
 話のやうなことになるのにならう
 か、お話のやうなふうになるに恩給にそ
 れだけ近づくことになる、こう思つて
 おります。

○野本品吉君 これは非常に当面の間
 題として、将来の問題としても大抵
 な問題でありますし、こつちやうな
 点があればこそ、私は先ほど特例審議
 会の建議の全文をあえてこつちへ持ち
 出したわけなんです。で、結果として
 ういふものができるかといふことは別
 として、お互いにきつめて慎重な配慮
 を加へまかせんといふと、悔いを残す
 ではないかといふやうに感じておるわ
 けです。この点について高橋さんに。

○衆議院議員(高橋等君) たいだいまお答
 えしましたように、加算問題につきま
 して実態をきつめました上で、いかに
 処理するかといふことは、それからあ
 とにわれわれは慎重に考えたいと思つ

ております。今これをどうする、こう
 するといふ結論的なことを申し上げて
 おるわけではございません。一応そつち
 う意味に御了承願いたいと思つてあり
 ます。

○野本品吉君 今の点は、私はあらた
 めて確認しておきたいと思つて、加
 算の問題に關する調査といふものは、
 将来軍人恩給の復元を目ざしての措
 置ではないといふやうに了解してよろ
 しいですか。

○衆議院議員(高橋等君) 私は決して
 そつちやうな意味の御答弁を申し上げてお
 りません。一応加算は、今申し上げま
 すやうに、戦地に短かくおつた人と長
 らくおつた人の間に調整を要する問題
 があることだけは事実なんですございま
 す。しかしそれをどういふやうにする
 かといふことは、一応実態をきつめて、
 そして国家財政と國民の、いわゆる戦
 争に対するその後の感情といふやうな
 ものすべてを勘案して、その上で何ら
 かの措置をきめたい。あるいはこの加
 算は、もうこれだけ一つ勘弁を願つとい
 うやうなことになるかもしれないし、
 あつたはまたある程度の一時金といふ
 やうな問題が考えられるかもしれない
 し、どういふことになるか、これは全
 部その調査が済みましたあとで一つ十
 分考へてやつて行きたい、こつちやう
 えなんですから、どうぞ、何らか調整
 を要さなければならぬ問題があるとい
 うことだけを申し上げておきたいと思
 います。

○野本品吉君 高橋さんの御答弁は一
 応わかりましたが、ここで私は高橋さ
 んに希望を申し上げておきます。それ
 は先ほど申しました法律第五十五号
 の第三案と第二十八条と、それから今

の加算の問題とを結びつけて、この問
 題に対して、もっと深くと申しますか、
 慎重な御検討、御研究をお願いしたい。
 次に、この特例審議会の建議が発表
 されますと、この建議に對しまして最
 もするどい批判を加へましたのが社会
 保障制度審議会の意見であつたと私は
 考へております。この社会保障制度審
 議会の批判に對しましては世間も相当
 に耳を傾けたことだと思つて、ここ
 でその審議会の批判の要点を申します
 といふと、これは一部軍人の優遇され
 るやうな結果を招来しておる、それか
 ら單なる既得権に基く主張は、その根
 拠としては非常に薄弱なものであると
 言わなければならぬ、かやうな結論
 は、一般國民に對する社会保障費との
 均衡からいつても、また今次大戦によ
 る犠牲が、全國民的であるといふ点か
 らいつても妥當でない。むしろ現行の
 戦傷病者戦没者遺族等援護法における
 障害年金や遺族年金の金額を引き上げ
 ることとともに、老令者に對する年金
 は定額制を基礎としてこれを支給する
 ような措置をすることが適當である、
 こつちやうな意見が發表されております。

私は前回の恩給法の一部を改正する法
 律におきまして、審議会の意見を尊重
 して一応の法律的な措置がとられたの
 でありましたが、ただいま申しました社
 会保障制度審議会の批判は相當傾聴に
 値する批判である。先ほど申しまし
 たやうに、社会的にもこれは相當な影
 響を与えておる。従つて今度の改正案
 を提案されます以上は、その提案者と
 いたしましては、かやうな批判に對し
 て、またこの批判に對しまして耳
 を傾けた一般社會に對して、はつきり
 した明確な回答をもつて當るべきじゃ

ないが、かやうに考える、これに對し
 まして、提案者はどういふ御見解を持
 たれておりますか。

○衆議院議員(高橋等君) この社会保
 障的な行き方であるが、これを
 恩給のやり方で行くがよい、これを
 るな問題がございまして、ただ戦争の犠
 牲者中で最も気の毒な方は、申すまで
 もなく遺家族、傷病者、それからそれ
 とだんだん老令者になつて職を奪われ
 て、なすところのない旧軍人の方々、
 これは國家として考えなければなら
 ぬ。戦争の責任がひとり旧軍人にある
 という考え方をもちになつてゐるな
 ら別ですが、そうでないなら、それは
 一応考へておかなければならぬと思ひま
 す。そこでこれに對しますやうな
 問題でございまして、やはりこの文
 官に對しまして恩給制度といふものが
 現存いたしておるこの現在におきま
 して、やはりこれらの人々を遇します
 行き方は、恩給といふ制度の方が、社
 会保障的制度よりも私は當然恩給とい
 うもので行つた方が、それが妥當なの
 ではないかといふことも考へられます
 るし、また恩給と申しますものは、
 もう御存じのやうに、それを受ける方
 にもいろいろとどちらかといへば非常
 な誇りを持つて受けるというやうな習
 慣も実はあるのございまして、これが
 正しいか、正しくないかといふことは、
 これはまたいろいろの議論が分れるで
 ありまして、少くともそうしたこと
 とが言えるのでありまして、そうい
 うやうな見地から、これを恩給制度とし
 て遇するのが當然であるといふ結論に
 至つておられます。それとともに、
 恩給でやります場合にも、できるだ
 け下級者に厚く上級者に薄くといふこ

求したときに、これは恩給制度で行くべきものと考えた。余談になりますが、この議論は衆議院におきましても、いろいろと左右両派からこの議論が出てあります。ただ修正案は、やはり一応現実問題として恩給制度の上に立つた修正案をお出しになっておる。ただ将来のことといいろいろ考えればいろいろな点もあるでしょうが、これは現在の文官の給与です。この全般的な現在の給与から、これの延長である恩給制度というもののすべての問題を包含した上

て考えませんと、この問題だけは取り上げて云々するというやり方でやるよりも、むしろ私は現在の段階におきましては、少くともこれは恩給制度によ

ることが妥当である、という考え方を
持つておるわけでございます。その
点を御了承願いたいと思います。

○加瀬亮君 私は結局提案されました

この案の扱いをどうするかということ
で衆議院は修正案を出すし、そういう
論議も進められたのでありましようけ
れども、もとよりそれではなくて、高

橋さん初め御提案なさる立場の方々は、社会保障制度審議会が特に軍人恩給の問題について、全般的に年金制度

きりと政府に勧告しておる、この勧告の線というものは私は正しいと思うのです。これを無考慮に、文官恩給がある

のだから戦争犠牲者を救う軍人恩給といふものの復活は当然妥当ではないかという考え方の前に、それらを全部含めての国民の全体の公平を欠くし、あ

るいは国家的に国民に対しまして国家が保障、保護をしてやるという総合的年金制度というものの考え方を基本的にとらえて、その上ではなければ、いつまで

—

たつてもこの国民的公平を欠くという指摘から逃れることはできない、こういう立案というものをすること、こうは、私はそういう勧告が出ておる上においてそういう立案を進めるといふのは、ちょっと賛成しかねる。これは意見になります、そういう立場で伺つておるのであります。

○衆議院議員(高橋等君) 私は起案をするのに、何もその社会保障制度審議会の意見に縛られる必要はないけれども、私たちは正しいと思う方向をもつて言っておるわけです。そこで現在の段階におきましては、ただいま申し上げました行き方が一番妥当であると考へた。こういうわけなんですから、ただこの国を見ましても恩給制度というものを、こうした性格のものに恩給制度というものを出していい国はなないのです。そうしてそれについてそこらに国民年金という制度をやりますときに若干の調整はいたしております。ですからこれは勧告があるから社会保障制度という議論をなさる。いろんな立場は、いろんな考え方はあるでありますけれども、このきょうのこの段階におきましては、というか、二十八年度の例の恩給の復活の段階のときにおきましては、これは恩給でやるのが妥当である、しかし現在の文官恩給を否定をなさつておらない、文官恩給まで一緒に手をつけるなら別ですけれども、しかしそれを出さない現在といひましたしては、やはりこの行き方というもので、文官との不均衡の是正を図つて行くといふことを、われわれは今の段階では正しいと思つてやつておるわけでありませう。繰り返して申し上げますが、その答申は存じておりますが

それに私は縛られる意味は毛頭ありません。

○加瀬元君 いや、私はこの答申に対してあなたが服従しろとか、どうかとか言うてゐるのじゃないのです。少くとも社会保障制度の一環として恩給制度というものを考えるならば、この社会保障制度審議会の答申というものは重要な参考として、われわれは慎重に扱つて行かなければならない項目の一つには必ずなると思う。そういう点であなたは必ずがこの審議会の答申というものをも尊重しておつたのか、これとは別な、全然これは参照しない、別な立場にお立ちになったのか、それを伺ひたかつたのであります。これは私は特別に、またあとで質問をいたしますので、野本さんの横取りをするような形になりますから……。ただいままでの御説明では、それは知つておる、知つておるが、それにはかかわらず、われわれはわれわれとしての立場で立案をしたのだ、こういうお立場だということとはつきりわかりましたので、その点についての質問はまたあとでいたします。

○野本品吉君　ただいま恩給制度と社会保障制度との関連についてのいろいろな意見の質疑応答が行われたわけでありますがここで私は公務員制度というものがある以上は、今、高橋さんがおつしやつたように、恩給制度というものとは必然的にそれに伴なつてくべきものだという考え方を持っておりま
す、ただここではつきりしておきたいと思ひますことは、一般に憲法第二十五條に規定されております、国は社会福祉、社会保障あるいは公衆衛生の向上、増進のためにはからなければなら

ぬ、かくして健康で文化的な最低生活を保障するといふいつておりますが、この考え方からすれば、当然国民年金制度というものが将来考えられる時期がくるであろうと思ひますし、またそういう時期が一日も早くくるようにしなければならぬと思ひます。ここで私のはつきりしておきたいと思ひますことは、この規定と申しますが、憲法の表現をとらえまして、すぐさま、それならば百姓にも商人にも恩給を出せ、公務員と同じような恩給を出せというやうな、私に言わせれば俗論が生まれりてくる。そこでその俗論が相当力強いものになつて参りまして、今は日本こ

おきましては恩給制度と社会保障制度
というものが混亂し、錯綜して、どうい
うふうにけじめをつけたらよろしかるう
という点に、為政者もいろいろと悩
まされておられますし、国民もまたその
点について考えさせられていると聞
う。そこで社会保障制度と恩給制度と
いうものの関連というものについてど
う考えるか。またその二つの問題をど
う調査して行かなければならないかと
いうことは、私どもに課せられており

ております。そこで社会保障の今の憲法の条草によつた問題も、これは国家対一般国民に対する關係でございまして、そこにわれわれが根本的に考え方が異なるものがあるのでございます。そういうわけで、どの国でもやはり恩給制度というものは公務員制度のあるところでは必ず採用いたしている。それと並行してうまく調整しながら国民年金制度というものをやっています。また国民年金制度を云々されては、いろいろな最低生活保障の問題につきましては、なお国力その他の他をも勘案し、国の実情等も考えていろいろ研究課題が実は残つております。

すので、私としては先ほども加瀬さんの御質問に対して、社会保障制度審議会の答申にわれわれは縛られることはないんだと、少し激しい言葉を申し上げましたのも、そういう意味合いを含んで申し上げているのであります。決して後退した古い考え方をもって申し上げているのじゃなしに、恩給制度と社会保障制度の区別、そうして今後日本はどの方向に持つて行くかということを考えながら御答弁申し上げている

と、さよう御承知願いたい。

○野本品吉君　ただいまの点について大久保大臣の御見解をお伺いしたい。

○國務大臣(大久保留次郎君)　私は大體橋高さんと考え方は同じであります。今日の恩給制度の根本は、公務員という前提のもとに立っていると思う。あるいは軍人にせよ、あるいは文官にせよ、少くとも国家の公務員という立場から出発した觀念に基いているものと思う。公務員が国家のために特殊な骨を折つた、特別に骨を折つて働いたというために、国からいただく

給与であらうと思う。ところがこの社会保障というものは、これは憲法上の国家の責務に基いた給与であるのであります。つまり国家としては、福祉国家としては國民に対して最低生活の保障だけはしなければならぬ、こういう国の責務に基いた給与がすなわち社会保険の責務に基いた給与からして、私は根本の出障でありますからして、私は根本の出障が違つていふと思う。これをどう調和させるかという問題であります。これはなかなかむずかしい問題であります。もう少し世の中が進んで、これをどういふようにすべきであるという議論が世の中を風靡する時代がきましましたらば、あるいは一本にしてもいい

かと思ひますけれども、今日においてはやはり二つに分けて進むのが妥当である、という考えを持っております。

○野本品吉君 大へん失礼なんです、私はきょうやむを得ない用事を持っております、一応私の質問は次回に続行することをお許し願ひまして、これで私の質問を終りたいと思ひます。

「本日はこの程度で散会」と呼ぶ者あり」

○委員長（新谷實三郎君） それでは本日はこの程度で質疑を終えまして、次回に譲ることにいたします。本日はそれにて散会いたします。

午後四時五十六分散会

七月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、運輸省設置法の一部を改正する法律案（衆）

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 内部部局（第十九条―第二十八条の二）」を「第二節 内部部局（第十九条―第二十八条の三）」に改める。

第四条第一項中第十四号の十二から第十四号の十五までを削り、同条同項中第四十四号の十の次に次の四号を加える。

四十四の十一 国際観光事業を助成すること。

四十四の十二 通訳案内業の試験を行うこと。

四十四の十三 外客宿泊施設の整備を図るため、ホテル及び旅館を登録すること。

四十四の十四 旅行あつ、旋業を登録すること。

第十九条第一項中「七局」を「八局」に、「航空局」を「観光局」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

第二十二条第一項中第二十一号から第二十四号までを削り、第二十五号を第二十一号とする。

第二十二条第二項を削る。

第二章第二節中第二十八条の二の次に次の一条を加える。

（観光局の事務）

第二十八条の三 観光局において、左の事務をつかさどる。

一 運輸に関して、観光事業の発達、改善及び調整を図ること。

二 通訳案内業に関すること。

三 運輸に関して、観光地及び観光施設を調査し、及び改善すること。

四 ホテル及び旅館の登録に関すること。

五 旅行あつ、旋業の登録に関すること。

六 観光宣伝に関すること。

七 観光局の所掌事務に関する物資の需給の調査及びあつ、旋並びに配分に関すること。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表「大臣官房」観光部

第二中「海運局」海運調整部

「海運局」海運調整部」に改める。

昭和三十年七月二十一日印刷

昭和三十年七月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局